

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第132号 放置自動車等の保管……………（建設総務課）…2
- 告示第134号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第135号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第61号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…2
- 公告第63号 予防接種の実施の一部変更……………（保健推進課）…2
- 公告第64号 道路の位置の指定……………（建築指導課）…7

監 査 委 員

- 公表第11号 定期監査の結果の報告……………7
- 公表第12号 定期監査の結果の報告……………8

公 営 企 業

- 公告第28号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………8
- 公告第29号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………8

告 示

宇治市告示第132号

放置自動車等の保管について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第12条第4項の規定により市において保管したので、同条第5項の規定により告示します。

令和2年9月30日

宇治市長 山本 正

車 種	三菱 ミニキャブバン
塗 色	白色
自動車登録番号等 （車台番号）	京都480 こ1343 （U61V-0303103）
放置場所	広野町中島16番地の32地先 （準用河川名木川）
保 管 日	令和2年9月15日
引取期限	令和3年3月16日

（揭示済）

宇治市告示第134号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年10月9日から14日間

令和2年10月9日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
小倉町22 4号線	小倉町西浦68番地の39 小倉町西浦68番地の37	4.2 ～5.2	76.2	

宇治市告示第135号

市道路線の供用の開始について

1 定期予防接種の追加

定期予防接種に、次のとおりロタウイルス感染症の予防接種を追加する。

対象：令和2年8月1日以降に生まれた者で、令和2年10月1日以降の接種

	種 目	対象年齢	回数	標準的な接種方法	時期	場所
個別 接種	ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日～24週0日	2回	27日以上の間隔において2回 経口接種。	通 年 防 接 種 機 関 協 力 医 療
		ロタテック (5価)	生後6週0日～32週0日	3回	27日以上の間隔において3回 経口接種。	

2 接種間隔の変更

接種間隔を次のとおり変更する。

生ワクチン（注射に限る。）の次に他の生ワクチン（注射に限る。）を接種するときは4週間以上空ける。
それ以外は間隔を空けなくてもよい。

生ワクチン（注射に限る。） BCG 麻しん風しん混合（MR） 麻しん・風しん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 水痘（水ぼうそう）

4週間以上空ける。



他の生ワクチン（注射に限る。）の予防接種

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年10月9日から14日間

令和2年10月9日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
小倉町22 4号線	小倉町西浦68番地の39 小倉町西浦68番地の37	令和2年10月9日

公 告

宇治市公告第61号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年9月25日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第11号

2 縦覧期間

令和2年9月25日以後常時

（揭示済）

宇治市公告第63号

予防接種の実施の一部変更について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、予防接種の実施（令和2年宇治市公告第31号）の一部変更について次のとおり公告します。

令和2年10月9日

宇治市長 山本 正

3 令和2年度予防接種協力医療機関の変更

令和2年度予防接種協力医療機関を次のとおり変更する。

令和2年度 予防接種協力医療機関

【宇治市 病院】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住	所	電話番号	FAX番号	*実施種目									
							ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	4	3	ボ	麻	風	水
宇治武田病院	仲裕美子・菊地顕	611-0021	宇治里原36-26		25-2500	25-2363	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	丸山立憲・牧野茂・重松陽介・ 栗園仁志・篠塚淳・竹田彬一・ 奥村謙一・西角元一・高田秀一・ 河邊公志・竹本隆博・田中俊樹・ 長澤真由美・斎藤昌彦・大山和恵・ 小林都・瀬岡建城	611-0041	横島町石橋145		20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
都倉病院	都倉隆	611-0021	宇治山本27		22-4521	20-3987	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
六地蔵総合病院	才田玉喜・白井千晶・伊藤洋子・ 金章夫	611-0001	六地蔵奈良町9		33-1717	32-8718	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【宇治市 診療所】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住	所	電話番号	FAX番号	*実施種目									
							ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	4	3	ボ	麻	風	水
あさくら診療所	河本一成・西田修・上赤賢司・ 池野文昭・富岡裕彦・平松まさ	611-0033	大久保町山ノ内19-1		46-5151	46-5207	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
浅妻医院	浅妻典子・中村右子・浅妻正道	611-0044	伊勢田町名木3-1-30		44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
あべじゅん婦人科	阿部純	611-0013	菟道荒瀬1-50		46-8639	46-8445	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いかだ医院	筏明子	611-0014	明星町2-9-83		23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	石野雄一	611-0001	六地蔵奈良町74-1 パデジオン六地蔵 ザ・ミッドモール2階		38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児科いしはらクリニック	石原由理・濱中佳奈	611-0003	平尾台4-5-2		38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	今林誠次・今林丈士	611-0042	小倉町西浦88-39		21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上田診療所	上田通章	611-0013	菟道平町17		22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	吉岡うた子	611-0033	大久保町上ノ山21-1		43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	宇田裕子	611-0021	宇治式番48-1		23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	大石嘉啓・大石博・大石嘉崇	611-0002	木幡陣ノ内20		31-8354	33-5834	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石木幡医院	大石明人・大石律子	611-0002	木幡大瀬戸46		33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石三笠戸医院	大石律子・大石明人	611-0013	菟道荒瀬28-3		24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	小田部修・小田部榮助	611-0001	六地蔵町並32		32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おやいづ医院	小柳津治樹	611-0043	伊勢田町南山52-6		41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かどさか内科クリニック	門阪庄三・門阪薫平	611-0003	平尾台4-3-2		31-1077	31-1087	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
こいずみ医院	小泉修一	611-0027	羽拍子町82-1		48-1240	48-1241	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
こうどう小児科	幸道直樹・幸道利樹	611-0013	菟道西集上り4-23		33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	小山正彦・小山栄子	611-0002	木幡御蔵山39-602		31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山内科医院	小山邦彦	611-0033	大久保町北ノ山24-1	ホクキュービル4階	46-3211	46-3030	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
才田小児科医院	才田達	611-0032	寺山台1-9-2		48-3112	48-3318	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

[illegible]

【城陽市】

[illegible]

[illegible]

【久御山町】

[illegible]

【京都市】

[illegible]

[illegible]

宇治市公告第64号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和2年10月9日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定年月日	道 路 の 位 置	延 長 及 び 幅 員
宇市第1 76号	令和2年9 月23日	宇治市伊勢田町大谷 34番4、37番1 4、37番15	延長：26.52m 幅員：6.0m

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年9月25日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和元年度の教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

報償費支出状況（教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

委託料支出状況（教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育委員会教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター及び大久保青少年センターにおける事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年5月11日から6月10日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年6月30日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 教育支援課

(1) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

2 善法青少年センター

(1) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。

3 河原青少年センター

(1) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

*実施種目
ヒブ（インフルエンザ菌b型）
小児用肺炎球菌
B型肝炎
ロタウイルス感染症
4種混合（DPT-IPV）
3種混合
不活化ポリオ
麻疹風しん混合（MR）
麻疹
風しん
水痘（水ぼうそう）
日本脳炎
2種混合（DT）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外について・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）について・・・健康生きがいの課

*問合せ先：

適正に処理されていた。

4 大久保青少年センター

(1) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については改善されていた。

第7 要望事項

例年、年度当初に開催されている新任庶務担当者研修は、新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年度は中止された。については、新任庶務担当者育成のため、各所属において実践を通じた職場研修に鋭意取り組まれ、確実な事務の執行に努められたい。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年9月25日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和元年度の人権環境部及び都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

畜場使用料収入状況（環境企画課）

狂犬病予防注射済票交付等手数料収入状況（環境企画課）

事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況（ごみ減量推進課）

屋外広告物等許可申請手数料収入状況（歴史まちづくり推進課）

補助金支出状況（環境企画課、ごみ減量推進課、歴史まちづくり推進課）

委託料支出状況（環境企画課、ごみ減量推進課、歴史まちづくり推進課）

備品管理状況（環境企画課、ごみ減量推進課、歴史まちづくり推進課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部環境企画課及びごみ減量推進課、都市整備部歴史まちづくり推進課における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証憑書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年6月8日から7月7日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年7月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 環境企画課

(1) 畜場使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 狂犬病予防注射済票交付等手数料収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成29年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(5) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 ごみ減量推進課

(1) 事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況について

適正に処理されていた。

なお、平成29年度の前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

3 歴史まちづくり推進課

(1) 屋外広告物等許可申請手数料収入状況について

適正に処理されていた。

なお、平成29年度の前回定期監査等において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について

文化財保護事業において、運用と補助金交付要綱の規定との間に齟齬が見受けられた。整理を図られたい。

なお、平成29年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

第7 要望事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公金収納におけるキャッシュレス決済のニーズは以前にも増して高まっている。その費用対効果に留意し、納付環境の多様化に取り組まれたい。

(掲示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第28号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年9月8日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年10月9日

宇治市長 山本 正

指定番号 第485号 株式会社キョウブロ

宇治市上下水道事業公告第29号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年9月29日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年10月9日

宇治市長 山本 正

指定番号 第486号 株式会社岸本設備